

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年7月14日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日、某警察署で行われた業務・サービス監察の座談会に参加した際に、職場内のコミュニケーションについて話題になり、多くの職員から、コロナ禍で飲み会が開けず本音のコミュニケーションがとれない影響が大きいという話があり、私もなるほどと思って聞いた。また、ある職員は、マスクをして業務をすること自体が、コミュニケーションに支障があると話していた。というのは、先ず、新型コロナウイルスの感染拡大から1年半以上経ち、人によっては最初に会った時点からマスクをした顔しか見ておらず素顔を知らないし、それ以外の人もマスクで表情がわからない。また、どうしても飛沫感染を意識して言葉がかけづらく、会話も無意識のうちに必要最小限になってしまいう理由であり、特にその職員が話していたのは、若手を指導する中で、必ず会話の中で『今の作業を好きでやっているか』とか『意欲的にやっているか』を汲み取り、例えば、あまり興味がない様子ならば、興味を持てるように指導をするようにコミュニケーションをとっていたが、今はほとんど、それができないとのことだった。調べてみれば、特にビジネス上でも『マスクコミュニケーション』が問題になっているようで、マスク越しの言葉が聞きづらいため、必要最低限、工作上必要なことしか会話しないことや、表情がわからないことで、指導する立場からすると、若手の仕事に対する意欲や納得感が分かりづらいという点が問題になっているとのことだった。これらの問題の対策としては、先ずは、マスクをしているからこそ一言プラスすべきであること。そのことで、感情的な部分を出せると言われている。次に、表情や仕草を意識すること。マスクをすれば笑ってもわからないのではと思いがちだが、笑えば、目元やマスクの内側の動きで雰囲気伝わり、もちろん声を出せばそれで伝わる。また、頷くだけでも理解共感が伝わるなど、表情や仕草を意識することが対策として紹介されている。最後に、飛沫を恐れるならばSNSを利用すること。LINEやツイッターを通じた意見交換や会話も対策としてあげられている。ワクチン接種が進み、近い将来マスクが外れるのかもしれないが、変異株が出てくると当面の間は接種をしてもマスクの生活が続くかもしれないので、マスクコミュニケーションについて意識して取り組んでいただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年県議会6月定例会の開催状況について

警察本部から、「6月22日から7月6日までの15日間、県議会6月定例会が開催された。警察本部関係の議案等は、議案第1号『補正予算議案』、議案第18号『損害賠償議案』及び報告第10号『公用車事故報告』の3件で、議案2件は7月6日に原案可決された。一般質問及び議案に対する質疑は6月28日から4日間行われたが、警察本部に関連する質問はなかった。総務委員会では、付託議案の審査が行われ、委員からの質疑等はなく原案どおり可とされた。なお、議案等審査の後の『この際質疑』において、郷右近浩委員から『女性警察官のセクハラ行為処分について』の質疑がなされ、警務部長及び監察課長が答弁した。」旨の報告があった。

○ 令和2年度岩手県留置施設視察委員会の活動結果について

警察本部から、「令和2年度岩手県留置施設視察委員会の活動結果について、委員会は2回開催し、昨年6月の第1回委員会では委員長を選出し、令和2年度の視察計画を策定した。また、本年1月の第2回委員会では留置業務管理者に対する意見の選定を行った。令和2年度における留置施設の視察及び被留置者との面会については、各委員と協議の上、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止したものの、委員会からの意見・要望として『被留置者に対する新型コロナウイルス感染症予防対策の推進』『健康管理の推進』の2点が寄せられ、留置業務管理者においてそれぞれ措置を講じた。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「コロナ禍で視察の中止はやむを得ないと思うが、法律上、委員会の役割は『視察して意見を述べる』こととされている。視察ができないのであれば、施設内の状況を写真であるとか動画であるとか、差し支えない範囲で委員に示すような機会を設けていただきたい。」

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について(令和3年6月末現在)

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年6月中の受理は9件で、内容は警察官の言動に関するもの、パトカー等の走行等に関するもの、交通取締りに関するもの、及び事件・事故の捜査に関するものなどであり、受理態様は文書、電話、来訪であった。6月中における処理は10件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「昨年と比べると今年は件数が増加しているが、例年との比較でどうなのかと気になった。また、いつも『冷静な市民応接』と申しているが、機会をとらえて何度も繰り返し教養していくことが大事かと思う。」

→本部発言

「件数は、5月が大変多かったという状況で、6月の件数は例年並みであり、その理由をはっきりしていないが、5月だけ急に増えたということであった。指導については御指摘のとおり、繰り返し関係資料を出して、反復教養を進めていく。」

○ 令和3年度第1四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「令和3年度第1四半期における監察の実施結果について、一つは、本年4月20日から6月7日までの間、新年度における体制の確立状況を監察項目とした、16警察署及び本部執行隊4所属を対象とする業務・服務監察を実施した。実施結果として、コロナ禍において、署長訓示や課長指示等を署内全端末にデータ配信し指導の周知を図るなど、良好な取組が認められたものの、給貸与品の保管管理や業務自主点検に関する指摘・指導事項があった。また、ハラスメントや飲酒事故の防止に関する積極的な教養や、業務自主点検の適切な実施を各署等に指示した。また、6月3日から24日までの間、本部内26所属を対象とした服務監察を実施した。教養が適切に行われ職員に浸透しているなどの点が良好と認められ、指摘・指導事項はなかった。今後は、既に始まった業務・服務監察や各部門が実施する予備監察と連動し、年間を通じた業務改善あるいは働きやすい職場環境の構築に努める。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「職員の面接について、先日参加した某警察署の座談会で、係長・主任クラスの方から問題提起されたのは、自分が指導する若手職員の健康状態について、課長以上の幹部は知っていたが、自分は知らされていなかったとのことだった。センシティブな情報で色々な課題はあり、取扱はケース・バイ・ケースとも思うが、指導する立場の職員には必要な情報も当然あると思うので、適切に対応をしてもらいたい。」

「私も別の警察署での座談会で聞いた話を思い出した。身上把握的な面接で、住宅ローンなどの一般的な借入は隠すことなく話されるが、消費者金融等からの借金はなかなか表に出てこないのではないかという意見があり、確かにそのとおりだと思った。身上把握のために職員から正直に事実を聞き出すためには、ある程度の技術や訓練が必要ではないかと思うので、その辺の技術的なことも検討されたい。」

【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について(令和3年6月末暫定値)

警察本部から、「本年6月末現在の、本県における刑法犯総数は、前年同期と比較して認知件数・検挙人員は減少したが、検挙件数・検挙率は増加している。重要犯罪は、前年同期と比較して認知件数・検挙件数は増加したが、検挙率・検挙人員は減少している。重要窃盗犯については、前年同期と比較して認知件数・検挙件数・検挙率とも増加し、検挙人員は同数であった。特殊詐欺については、前年同期と比較して認知件数・検挙件数は減少したが、検挙人員は増加している。住宅対象侵入窃盗については、前年同期と比較して認知件数・検挙件数・検挙率・検挙人員のいずれも増加した。引き続き、未検挙事件について鋭意捜査を進め、発生事件は適切な初動捜査により検挙に努める。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「タンDEM自転車は、運転者及び運転者以外の者1人のための乗車装置を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車である。現行の岩手県道路交通法施

行細則では、タンDEM自転車の公道走行は自転車専用道路のみに制限されているが、全国では、障がい者団体からの要望などにより、本年4月1日時点では41道府県、東北でも岩手と秋田を除く4県で、公道走行を解禁している。昨年12月、岩手県が『岩手県自転車活用推進計画』の策定にかかるパブリックコメントを行ったところ、パラリンピックに競技種目があることや、障がい者が外出するために有効な手段であるとの理由で、是非改正して欲しいとの要望があったことに加え、全国的な解禁の流れも踏まえ、本県においてもタンDEM自転車の公道走行を解禁する。改正案としては、二輪又は三輪の自転車に係る乗車人員制限の除外事項を定めた、岩手県道路交通法施行細則第12条(1)アの項に、カとして『タンDEM自転車（運転者及び運転者以外の者1人のための乗車装置を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合』を追加するもので、県報掲載は7月30日、施行日は8月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員質疑 》

「岩手県の道路事情を考えると、とても不安な部分がある。広い歩道や車道と自転車車線の区分がある道路はどんどん走ってほしいが、一人乗りでも不安になるような狭い道路が多い街中はリスクを考えてしまう。道路環境の整備を一緒に進められれば、なお良いことではないか。また、タンDEM自転車を県内ではあまり見かけないが、販売台数等はあるのか。」

→本部発言

「タンDEM自転車について、県自転車組合の方から聞いたが、自身は今まで扱った経験は一切なく、知る限りでも販売実績がある店や、この自転車を取り扱う店も知らないという。ネット通販では、安いものは6、7万円で購入できるようである。北海道警察が過去に行った、タンDEM自転車の実車実験では、2人で漕ぐので発進は凄く不安定で危ないこと、進み始めると速度が非常に速く、制動距離が長くなることなど、危険な部分があるとの結果であり、北海道警察でも非常に注意していると聞く。県自転車組合と連携して、注意喚起をしてまいりたい。」

○ 令和3年上半期の交通事故発生状況（速報値）と今後の取組み

警察本部から、「本年上半期中の県内での交通事故発生件数、死者数及び傷者数は、いずれも前年同期比で減少し、特に死者数の減少率は61.5%で全国2位であった。本年上半期の死者に占める高齢者の割合は60.0%であり、過去10年間での上半期の割合60.8%と同様、高齢者が占める率が高い。期間中の死者10人を状態別に見れば、四輪運転中が5人、自転車運転中が5人であり、過去10年との比較では、自転車運転中が大幅に増加した。下半期における交通事故抑止対策として、まずは『高齢者対策』を推進していく。本年上半期の死亡事故10件中4件が高齢運転者が関係する事故であることから、高齢運転者に対しては『みまもりクローバー作戦』を継続するほか、参加・体験・実践型の安全教育を中心に対策を進める。また、自転車運転中の死者5人中4人が高齢者であることから、引き続き関係機関・団体等と連携した街頭指導等を行うほか、岩手県自転車二輪車商業協同組合と連名で作成したチラシなどを活用し、広報を強化する。7月に入り、既に交通死亡事故が2件発生したが、秋以降は夕暮れ時間帯の事故や人対車両の事故が増加するなどの傾向

を踏まえ、『運転者の安全意識を高める目立つ街頭活動』と『横断歩道における安全対策』を強化する。目立つ街頭活動では、夕暮れ時間帯を中心とした『シグナル・ストップ広報』やコンビニエンスストアでの駐留警戒を行い、安全意識の高揚を図る。横断歩道における安全対策では、運転者には、歩行者保護意識の高揚を目的とした『横断歩道・チェック・ストップ』の広報啓発活動を推進する。歩行者には『止まる・見る・待つ』の安全行動の徹底や反射材用品の着用促進等の安全指導を徹底する。加えて、通学路・生活道路での速度違反をはじめとした各種交通違反の取締りを推進する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「千葉県八街市で通学路での低学年児童の死傷者が多数出た事故では、道路に歩道がなく、狭い道路でかなりのスピードを許容していたようで、事故の原因には道路事情もかなりの影響があったのではないかと思う。岩手県でもこういった事故が発生する可能性があるわけで、過去の事故発生状況から、危険性の高い道路は当然把握されているだろうし、事故の発生はないが、安全性に問題がある箇所も多数あると思う。そういった箇所に歩道等をすぐに整備することはかなり難しいが、通学路での速度違反や横断歩道での取締りを強化するなど、ソフト面での様々な対策を重点的に進めていただきたい。」

「今、文科省から都道府県教委に対して、各学校の通学路にある、今回の八街市のような危険箇所の調査、報告を求めているとのことで、岩手県内の各小学校からも何箇所か、間違いなく報告があると思う。県警察でもそういう情報をいち早く入手し、警察として可能な安全対策に取り組んでいただききたい。」

→本部発言

「明日から『夏の交通事故防止県民運動』が始まるが、これとタイアップして、明日は盛岡市内の通学路で、可搬式オービスを使用した速度取締りをする予定である。また、今回の八街市の事故では運転手が日中に酒を飲み運転していたとの話もあることから、来週の20日の夏休み前にも盛岡市近郊の通学路で、下校時間帯における検問等を実施する予定であり、当面の通学路の安全対策を図っていく。」

【その他】

警察本部から、「いわてグルージャ盛岡」との交通事故防止協定の締結について説明があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 県民課

犯罪被害者等給付金の支給決定（案）についての説明、決裁

○ 地域課

警察用航空機の非稼働期間における援助に関する協定締結についての説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁

